

○本宮市保有個人情報の適正な管理のための措置に関する基本方針

平成27年10月5日

告示第152号

改正 令和5年3月24日告示第36号

(目的)

第1 この告示は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び本宮市個人情報保護法施行条例(令和5年本宮市条例第2号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり個人情報の管理並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた事務において利用する特定個人情報の取扱いに関し、本宮市(以下「本市」という。)における管理体制及び取扱規程等を整備し、適正な措置を講ずること及び法令等を職員に遵守させること等を目的とする。

(定義)

第2 この告示において使用する用語は個人情報保護法及び条例並びに番号法の定めるところによる。

(法令遵守)

第3 本市が保有する個人情報及び特定個人情報(以下「保有個人情報等」という。)を取り扱う全ての事務において保有個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

(管理体制)

第4 保有個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集、保管、利用及び廃棄)

第5 本市で収集する個人情報の範囲、利用目的を明確化する。

2 特定個人情報は、番号法で定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供をする。

3 不要となった保有個人情報等は速やかに廃棄する。

(目的外利用等の禁止)

第6 保有個人情報等の利用及び提供を制限し、目的外利用を禁止及び防止する。

(委託及び再委託)

第7 保有個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的な改善)

第8 保有個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的な見直し、その改善に努める。

附 則

この告示は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第36号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。